

ウズホール内における紙カップ式飲料自販機の設置および販売事業者募集に関する提案実施要領

記

【日程】

参加申請期間	令和5年2月7日(火)	～	令和5年2月14日(火)	午後3時必着
※ 本件公募型プロポーザル参加希望者は、必ず上記期間内に参加申請を行うこと。				
質問受付期間	令和5年2月7日(火)	～	令和5年2月14日(火)	正午まで
質問への回答日	令和5年2月15日(水)			
提案書提出期限	令和5年2月17日(金)	～	令和5年2月24日(金)	午後3時必着
審査結果通知	令和5年3月上旬(予定)			
契約内容の協議	令和5年3月上旬(予定)			
契約締結	令和5年4月1日(土)			

1. 募集の概要

- (1) 件 名 ウズホール内における紙カップ式
飲料自販機の設置および販売事業者募集(以下「本件プロポーザル」という。)
- (2) 目 的 ウズホール内 における利用者の利便性、サービス水準の向上
を図るために紙カップ式自動販売機(以下「自動販売機」という。)を
を設置し、販売する事業者(以下「ベンダー」という。)を公募する。
- (3) 募集内容 別紙の仕様書のとおりとする。
- (4) ベンダーの経費負担等
 - ① 売上手数料 飲料の売上額に対する一定割合(提案による)の手数料
 - ② 光熱水費 電気・水道使用料等実費(自動販売機にメーターを取り付けること)
 - ③ そ の 他 自動販売機の設置及び販売に係る全ての経費
(商品の補充、オペレーション、メンテナンス等保守費用含む)
- (5) 設置期間 契約後できるだけ早い日から 令和10年3月31日 まで
設置及び販売に係る契約は、毎年度締結することとするが、
設置期間内は更新できるものとする。

2. 参加資格要件

本件プロポーザルの参加資格は、公告日を基準日として、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 次のア又はイに該当する者
 - ア 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されている
競争入札参加の有資格者であること。
 - イ 上記アに該当しない者で3(2)の参加申込書提出期間の終了までに、別紙①に示す、
物品の購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格審査申請に必要な
書類を提出すること。この場合、鳴門市に相当と認められることを参加資格の条件とする。
- (2) モーターボート競走法施行規則第2条第2項各号のいずれにも該当しないこと
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (4) 本市の入札参加資格停止期間中でないこと
- (5) 経営不振の状態(破産手続き、会社更生手続き、その他類似の手続を開始されたとき又は手形取引
停止処分がなされたとき)にないこと。
- (6) 鳴門市暴力団等排除措置要綱(平成24年8月1日制定)に基づく排除措置を受けていないこと。
また、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団

関係企業、総会屋、政治活動、宗教活動、社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団等の反社会勢力に該当しないこと。

(7) 国税及び地方税に滞納がないこと

3. 参加手続き等

本件プロポーザルによる事業者選定への参加希望者は、次に示す提出書類を提出期間内に提出すること。

(1) 提出書類 ①プロポーザル参加表明書(様式1)

②誓約書(様式2)

③事業者情報カード(様式3)

③ 2(1)イに該当する場合には別紙①に記載の書類一式

(2) 提出期間 令和5年2月7日(火) ～ 令和5年2月14日(火) 午後3時必着

(3) 提出方法

郵送又は持参により書面を提出するものとし、ファクシミリによるものは受け付けない。

①郵送の場合

郵送による場合は事前に電話連絡の上、封筒に

「ウズホール内における紙カップ式飲料自販機の設置

および販売事業者募集に関する提案参加申請書在中」と朱書きし、提出期間内に必着すること。

②持参の場合

持参する場合の受付時間は午前9時から午後3時までとするが、開催日程等にあわせた勤務日程となっているため、事前連絡を必ず行うこと。

(4) 提出場所

〒772-8510 鳴門市撫養町大桑島字凜岩浜48-1

鳴門市企業局ボートレース企画課

電話:088-685-8111

提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。

(5) 提出部数 1部

(6) 参加辞退 参加申込み後、本件プロポーザルへの参加を辞退するものは、「プロポーザル参加辞退書」(様式4)を3の(4)に定める提出場所に提出しなければならない。

4. 通知等

(1) 申込書類の確認の結果、「提案資格確認結果通知」を 令和5年2月16日(木) までにファクシミリにより通知する。通知が届かない場合は、鳴門市企業局ボートレース企画課まで問い合わせをすること。

- (2) 参加資格が認められなかった者に対しては、参加資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。
- (3) 参加資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、通知の日から起算して3日以内に主管課に対し、書面によりその理由についての説明を求めることができるものとする。

5. 質問及び回答

質問の受付及び回答については、次のとおりとする。

(1) 質問書の提出

- ① 様 式 質問書(様式5)による
- ② 受付期間 令和5年2月7日(火) ～ 令和5年2月14日(火) 正午まで
- ③ 提出方法 ファクシミリによるものとする
- ④ 提出先 鳴門市企業局 ボートレース企画課
FAX:088-685-0342

(2) 質問書の回答

質問書に対する回答は、令和5年2月15日(水) までに鳴門市公式ウェブサイトに掲載する。

電話及び口頭による個別の対応は行わない。

質疑回答の内容及びその他の修正等は、本件プロポーザルに係る公告や仕様書等の追加、訂正とみなすものとする。

6. 提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類等

ア 提出書類

① 提案書

イ 提出期限 令和5年2月24日(金) 午後3時必着

ウ 提出方法

郵送又は持参により書面を提出するものとし、ファクシミリによるものは受け付けない。

① 郵送の場合

郵送による場合は事前に電話連絡の上、封筒に

「ウズホール内における紙カップ式飲料自販機の設置

および販売事業者募集に関する提案書在中」と朱書きし、提出期間内に必着すること。

② 持参の場合

持参する場合の受付時間は午前9時から午後3時までとするが、開催日程等にあわせた勤務日程となっているため、事前連絡を必ず行うこと。

エ 提出場所 3の(4)のとおり

オ 提出部数 6部{正:1部(代表者印押印のもの)、副:5部(写し)}

(2) 提出書類の取り扱い

ア 提出後の内容変更及び追加は、認めない。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 提出書類は、契約等の締結に至った場合に使用するほかは、ベンダー候補者選定以外に使用しないものとし、鳴門市の文書管理規則等に従い責任を持って管理、廃棄を行う。

エ 提出書類は、鳴門市情報公開条例に基づく開示請求により公開する場合がある。

オ ベンダー候補者選定後、提案書に記載された事項は、契約締結時の仕様書等として扱うものとする。

ただし、本件の目的を達成するために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、ベンダー候

補者との協議により、項目の追加、変更又は削除等の変更を行うことがあるものとする。
カ 提案に係る費用は、全て参加者の負担とする。

(3) 提案書の様式及び内容

ア 様式

- ① 表紙等指定するもの以外は任意の様式とすること
- ② A4サイズ of 用紙を基本とし、1冊に左綴りで作成すること(下表参照)
- ③ フォントの制限はないが、見やすさに配慮すること
- ④ ページ番号、目次、インデックス等を活用した見やすい製本とすること

イ 内容

仕様書等の内容を踏まえた上で、下表に示す書類を作成し、提出すること

No	内容	様式番号	作成サイズ等
	提案書表紙	様式6	A4 1枚
1	売上手数料率	様式7	A4 1枚
2	販売予定商品、価格等		
3	設置予定機器の仕様		
4	所要日数		
5	衛生面、安全面、環境面の配慮、対応	任意	A4 1枚
6	運営体制、危機管理		

7. 提案書の評価基準(得点化方法)

(1) 売上手数料率

参加者から提出された提案書記載の売上手数料率を相対的に評価する。

(2) 売上手数料率以外の評価項目

参加者からの提案内容について、評価項目に示す評価項目ごとの視点から、次の6段階評価を行い、得点化する。

評 価		得点化方式
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.80
C	普通である	配点×0.60
D	やや劣っている	配点×0.40
E	劣っている	配点×0.20
F	提案なし	0点

No	評価項目	評価の視点	配点
1	売上手数料率	・相対評価	35
2	販売予定商品、価格等	・販売商品の種類、ラインナップ、価格設定 ・利用者ニーズの捉え方 など	15
3	設置予定機器の仕様	・収容能力、アイテム数 など	5
4	所要日数	・機器準備 ・設置工事	10
5	衛生面、安全面、環境面の配慮、対応	・飲料の安全、衛生管理 ・オペレーターの安全、衛生管理 ・機器の安全、衛生管理 ・環境面の配慮 など	15
6	運営体制、危機管理	・運営体制 ・保守点検の頻度 ・拠点から設置場所までの距離、所要時間 ・苦情処理体制 ・トラブル時の初期対応 ・夜間、休日対応 ・災害時対応 など	20

8. 選定の方法

- (1) ウズホール内における紙カップ式飲料自販機の設置および販売事業者プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類についての評価を行い、選定委員会の委員の評価点の総得点が満点の6割以上かつ最高得点を得た参加者を受託候補者とする。
- (2) 参加者が1者であっても提案書類の評価を行う。この場合、評価は「売上手数料率」を除き、No2～6の評価項目で行い、委員の評価点の総得点が売上手数料率以外の項目に係る満点の6割以上を満たしている場合は、受託候補者として決定する。
- (3) 総得点が同点の者が2者以上あるときは、評価項目「売上手数料率」の得点が高い者を上位とする。
「売上手数料率」の得点が同点の場合は、「運営体制、危機管理」、「衛生面、安全面、環境面の配慮、対応」、「販売予定商品、価格等」、「所要日数」の順に得点を比して順位を決定する。
- (4) 受託候補者を決定したときは、参加者全員に対し次の事項を通知する。
 - ア 受託候補者の総得点
 - イ 自己の総得点
 - ウ 今後の手続きについて(受託候補者のみ)
- (5) 受託候補者と契約についての協議を行い、双方合意の時点で鳴門市公営企業管理者企業局長（以下「管理者」という。）がベンダーを決定する。
- (6) 本市と受託候補者との協議が不調となり契約締結に至らない事態となった場合には、評価点（総得点）が高かった参加者から順に契約に向けた協議ができるものとする。
- (7) 選定結果は、鳴門市公式ウェブサイトで公表する。なお、公表内容は、受託候補者の会社名及び総得点、その他の提案者は総得点のみとする。

9. 契約手続き等

- (1) 管理者は、仕様書及び提案書等に基づき受託候補者と協議し、令和5年4月1日(土) に契約を締結する。
契約の手続きは、鳴門市契約に関する規則による。

(2) 契約解除

- ア 管理者は、契約締結後にベンダーの本提案における失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合、契約を解除できるものとする。
- イ 管理者は、ベンダーが提案書に記載した事項を達成する意思が認められないなど、提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償を請求できるものとする。

10. 本件プロポーザルの留意事項

(1) 失格要件

- ア 提出書類に虚偽の記載がある場合
- イ 提案書の作成に関して不正な行為が認められた場合
- ウ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(2) その他

- ア 本市が提供した資料は、本市の許可なく公表、使用してはならない。
- イ 本件に係る手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

11. 運営の留意事項

- (1) 食品衛生法、ボートレース場管理上の諸規則その他法令規則等を遵守すること。
- (2) 自動販売機の設置及び販売に資格や免許が必要な場合は、それらの資格、免許を有する担当者を配置すること。
- (3) 緊急時連絡先及び苦情処理体制を明確にした書類を市に提出すること。
- (4) 自動販売機の周辺は常に清潔に保ち、館内の美観、衛生環境を損なわないこと。
- (5) 毎月の売上実績及び電気・水道使用量を正確に記録し、翌月報告すること。
- (6) 市と打ち合わせを実施した場合は、ベンダーが議事録を作成し、市に提出し、内容の承認を受けること。
- (7) 館内で飲食品等の提供もしくは販売イベントを実施する場合があるため、それらイベントへ協力すること。
- (8) あらかじめ予告した休館日とは別に、天候等によって、施設を閉館する場合がある。前日もしくは当日に判断するため、その都度、市の指示に従うこと(いずれの場合も閉館等に伴う営業補償は行わない)。

12. 本件に関する問い合わせ先

〒772-8510

鳴門市撫養町大桑島字湊岩浜48-1

鳴門市企業局ボートレース企画課 管理担当 的場

電話:088-685-8111

FAX:088-685-0342